

議員提案第1号

川口市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

川口市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「帳簿（以下」を「帳簿（第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第20条中「各号に掲げる情報」を「各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）」に改める。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

令和7年3月25日提出